The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	第２章 傷つきやすさと実効的自由 ： メルロ=ポンティ的アプローチ
Author(s)	川崎, 唯史
Citation	傷つきやすさの現象学. 2020, p. 23-38
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/77134
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

第２章　傷つきやすさと実効的自由
――メルロ=ポンティ的アプローチ

川崎　唯史

はじめに：医学研究倫理における二つの傷つきやすさ概念

ここ 20 年ほど、生命・医療倫理、特に人を対象とする医学系研究の倫理において、傷つきやすさの概念は論争的な主題となっている（vulnerability は「脆弱性」や「弱者性」とも訳されるが（松井 2015; 池谷 2016）、本稿では「傷つきやすさ」と訳す）。この概念は、アメリカでタスキギー研究の報道などにより医学研究の倫理が問題となったことを受け、全米研究法（1974）に基づく全米委員会が公刊した報告書「ベルモント・レポート」（1979）において研究倫理に導入された（田代 2011, pp. 89-91）。有効な治療法が利用可能になった後も黒人梅毒患者を治療せず観察し続けたタスキギー研究だけでなく、子どもや精神障害のある患者を搾取した研究が告発されていたため、レポートは「立場の弱い被験者（vulnerable subjects）」を規制によって保護するという基本姿勢を取り、インフォームド・コンセント、リスクと利益の評価、被験者の選択という要件それぞれについて、立場の弱い被験者が搾取されないよう特別な注意を促した（NCPHS 1979）。1974 年に当時の保健教育福祉省が公布した規制（45 CFR 46）には、レポートに先立ち全米委員会が作成した報告書を受けて、囚人や子どもといった立場の弱い被験者を対象とする研究に追加的保護を求める節が追加された（cf. 丸山 1998）。

論争を活発化させた一つの契機は、アメリカの国家生命倫理諮問委員会（NBAC）の報告書『人の参加する研究における倫理的・政策的諸問題』（2001）である[1]。その第二巻所収の K. キプニスの論文に基づき、報告書は連邦規制の概念的な問題点を指摘する。曰く、規制は「傷つきやすさの定義も、人を弱くする諸特徴の類型についての分析も示していない」（NBAC 2001, p. 87）。規制は子ども、囚人、精神障害者といった集団を列挙するが、こうした「集団に基づくアプローチ」は、重病者、高齢者、移民など状況次第では立場が弱いと思

[1] この時期に傷つきやすさの概念が主題化された背景には、1980 年代及び 1990 年代に生じた臨床研究とその倫理に関する変化がある。詳細は別稿に譲るが、先進国から途上国への臨床試験のアウトソーシングが加速したこと、エイズなどの重病者、女性、子どもといった集団の臨床試験へのアクセス権の要求から保護主義的な研究規制が批判されたことなどが例として挙げられる。こうした変遷の概要については Emanuel & Grady 2008 を参照。

われる人々を含まない点で「不完全」であると同時に、同じ人がある状況では弱者となり別の状況ではそうでないという文脈依存性を考慮しない点で「過度に広い」（ibid.）。またこのアプローチは一人を一つの集団に入れるため、複数の傷つきやすさをもつ人をどう保護するかという問題に対応できない（ibid.）。これらの問題に対処すべく、報告書は人の立場を弱くする状況や特徴を分析し、少なくとも六種類の傷つきやすさがあると指摘した（ibid., pp. 88-91）。その後も研究倫理学者たちは、傷つきやすい被験者を保護しつつ医学研究を推進する適切な枠組みについて議論を続けている（e.g. Levine et al. 2004; Hurst 2008）。具体的には、傷つきやすさをどう定義するか、どのような状況にありいかなる特徴をもつ被験者が傷つきやすいのか、そうした被験者をどう保護するか、これら三点が主な問題となっている。

他方で大陸ヨーロッパの生命倫理学者たちは、傷つきやすさを人間の普遍的な条件と捉えるべきだと主張してきた。例えば J. D. レンドトルフによると、この概念は生命の有限性と脆さを表現しているが、完璧な人間を目指して障害や可死性を除去しようとする「傷つきやすさ縮小アジェンダ」――その典型はエンハンスメントに見出される――によって歪められてきた（Rendtorff 2002）。正しく理解されれば、傷つきやすさの尊重は倫理の本質的基礎となり、私たちすべてにお互いのケアを命じる原理たりうるという。この意味で、1998 年に欧州委員会に提出された「バルセロナ宣言」は、ヨーロッパの生命倫理・生命法の基礎的な倫理原則の一つに傷つきやすさを挙げている。

傷つきやすさに関するこれら二つの議論の流れは、少なくとも二つの面で理論的な緊張関係にあると言える。一方は傷つきやすさを特定の個人や集団が文脈次第で持ちうる属性とみなし、他方はそれを普遍的な人間の条件だと主張する（普遍と特殊）。また、一方が保護策によって傷つきやすさを軽減しようとするのに対して、他方はそれを本質的なものとして積極的に承認することを求める（否定と肯定）。しかし、『傷つきやすさ』の編者 C. マッケンジーらが言うように、二つの構想はいずれも重要な側面を捉えており、一つの傷つきやすさの倫理学へと統合される必要がある[2]。そこで本稿では、どうすれば整合的に二つの構想を統合できるかという問題を主題とする。

本稿で取り組みたいもう一つの問題は、現象学は傷つきやすさの倫理学に対してどのよ

---

[2] Mackenzie et al., p. 7. ただし、彼女らが普遍的な意味での傷つきやすさに関して主に参照しているのは M. ファインマン、J. バトラー、A. マッキンタイア、M. ヌスバウムといった英語圏の理論家である（傷つきやすさをめぐるファインマンとヌスバウムの議論については、小田川 2016 で検討されている）。P. リクールの論文「自律と傷つきやすさ」（『道徳から応用倫理へ』所収）への言及はあるが、その内容には触れられていない。なお、二つの構想の相容れなさが見かけ上のものにすぎないことを概念分析によって示す試みとしては、Martin et al. 2014 を参照されたい。

うに貢献しうるかということである。現象学の捉え方に応じて二つの手法が考えられる。一つは、現象学を研究の方法論として捉え、傷つくことや立場の弱さが当人にとって問題となっているような経験を記述し分析することで、私たちが傷つきやすさとどのように関わっているかを問うことである（cf. 吉川 2017）。こうした研究によって、実際に機能しているが注目されていない規範や価値を解明できるかもしれないが、準備不足のため本稿ではこの手法を使えない。

代わりに本稿がまず採るのは、研究伝統としての現象学から傷つきやすさについての洞察を得ようとする手法である。このアプローチはすでに大陸ヨーロッパの生命倫理学者によって採用されている。前出のレンドトルフは傷つきやすさの倫理的重要性を強調した最初の哲学者として E. レヴィナスを挙げている（Rendtorff 2002）。生命倫理学における傷つきやすさに関して今のところ最も包括的な検討を行った著作『傷つきやすさ : 生命倫理への挑戦』において、H. テン・ハーフはレヴィナスに加えて M. シェーラーや M. メルロ=ポンティといった現象学者の著作から傷つきやすさについての知見を引き出している（Ten Have 2016, pp. 97-105）[3]。ただし彼らは、現象学的哲学が提供しうるのは人間の普遍的条件としての傷つきやすさ概念だけだと想定しているように思われる。本稿では、メルロ=ポンティの哲学が傷つきやすさの二つの構想（普遍と特殊、否定と肯定）をうまく統合する視座を与えることを示して、この想定を覆したい。

以下の順で考察を進める。まず、メルロ=ポンティの主体性概念を普遍的な傷つきやすさ概念として解せることを示す（第一節）。次に、彼の実存概念を検討して、普遍的説明と両立しうる特殊的説明の基礎を見出す（第二節）。最後に、傷つきやすさを否定するか肯定するかという論点についても、メルロ=ポンティ哲学から適切な考え方を提供できることを示す（第三節）。

本論に入る前に、本稿の射程を明確にしておきたい。以下では研究倫理学における傷つきやすさに関する議論も参照するが、本稿の目的は傷つきやすさの倫理学に寄与することである。研究倫理学は現実の政策と密接に関わる領域であるため、一般的な理論を構築した上で応用を行うトップダウン型のアプローチは失敗する見込みが高い[4]。当該領域における現

---

[3] 生命倫理学・研究倫理学におけるレヴィナスの傷つきやすさ概念への参照については別稿で検討した（川崎 2019）。結論だけを繰り返せば、それらの参照はレヴィナス思想における傷つきやすさの意味や位置価を十分に考慮しているとは言えない。レヴィナス思想が研究倫理学一般にとって無意味ではないとしても、傷つきやすさの概念に定位して両者を関係づけることは悪手だと思われる。このことは本稿でメルロ=ポンティを取り上げる背景の一部でもある。

[4] たとえば前出のマッケンジーらのグループは一般的な傷つきやすさの理論の水準で構築した枠組みを研

在の状況と政策、その歴史的な形成過程、合意をみていない具体的な諸問題などを調査した上で、実行可能な改善策を提示するボトムアップ型のアプローチが有効であろう（cf. Wolff 2011）。研究倫理学への貢献は別稿で試みたい。

１．普遍的な傷つきやすさ：弱さによる世界と他人への暴露

E.　ジルソンは、後期メルロ=ポンティの存在論をその著書『傷つきやすさの倫理学』に組み込んでいる。彼女によれば、『見えるものと見えないもの』における肉の構造は、傷つきやすさを害の被りやすさや無能力とみなす「縮小的に否定的な理解」とは別の仕方で考える基礎になる（Gilson 2014, p. 127）。この理解は、害を恐れ避けるように私たちを導き、特定の人々に弱者というスティグマを付すことに至る。ジルソンはこれが能動と受動の二分法に根ざしているとして、メルロ=ポンティとともに受動性を再考し、能動性の対概念に尽きない意義を見出そうとする。メルロ=ポンティにとって、開在性は志向的作用より根本的な世界との関係である。私が諸事物を知覚できるのは、私がそれらの間にあり、それらが感性的存在としての私を通じて交流する限りにおいてである。こうした考えを用いて、ジルソンは「受動性の根本的様態」として傷つきやすさを構想する（ibid., p. 134）。

ジルソンは、メルロ=ポンティ哲学が普遍的な傷つきやすさの解明に資することを明らかにした[5]。しかし私見では、『見えるものと見えないもの』に依拠すると、特殊な傷つきやすさとの統合という問題に取り組むことが困難になる[6]。この遺稿は社会的・歴史的次元を考慮した記述を課題としていないため、リスクや負担が私たちの間で不平等に分配される現実に関するメルロ=ポンティの考えは見出しがたい。本稿では、傷つきやすさの内在的側面と文脈依存的側面の両方を記述している点で、前期の著作群に価値が認められることを示したい。

まず、私たちすべてに内在する傷つきやすさに関して、『知覚の現象学』の主体論が有用

究倫理学に適用しているが（Rogers et al. 2012; Meek Lange et al. 2013）、そこでなされた議論に元の枠組みが活かされているとは言いがたく、研究倫理学における支持は広がっていない（Luna 2015）。

[5] 後期メルロ=ポンティの存在論がフェミニスト倫理学を基礎づけうるとの主張はメルロ=ポンティ研究者からも提起されているが（Daly 2019）、そこでも普遍的な意味での傷つきやすさしか論じられていない。

[6] ジルソンは、メルロ=ポンティとドゥルーズから引き出した存在論的な概念としての傷つきやすさが実際に経験される様を考察する際には H. シクスーのテクストを取り上げている。彼女の力点は存在論的な傷つきやすさを引き受けることにおいて自由が実現されるという点にあるが（Gilson 2014, p. 146）、シクスーのテクストからこの主張を導けているとは言いがたい。以下で示すように、この主張は前期メルロ=ポンティにすでに見出される。

である。二つの主体性概念が対比される。一つは観念論的な概念で、主体を「世界がその前で絶対的な透明性において展開され、一連の統覚によって徹頭徹尾生気づけられている超越論的意識」（PhP v）と定義する。この主体は世界と時間の外にあるため、何にも影響されない、つまり「傷つかない（invulnérable）主体性」（PhP iv）である。メルロ=ポンティによれば、この主体は「自分自身の始まり」（ibid.）つまり自分の誕生を忘れている点で幼稚である。もう一つの概念においては、主体が生まれてきたこと、つまり「ある物理的・社会的世界に状況づけられ参加している」（PhP 413）ことは銘記されている。言い換えれば、主体は「一種の内的な弱さ（faiblesse interne）」ゆえに絶対的に個体であることができず、「人間たちの間の一人として他人たちのまなざしに」曝される（PhP vii）。誕生の出来事以来、主体は「自然」のうちに受肉するだけでなく、「歴史的状況」の中にも置かれている（ibid.）。

このように、ジルソンが後期思想に見出した傷つきやすさとしての開在性は『知覚の現象学』で先取りされている。それだけではない。同書は、開在性には他人との関係性や社会的・政治的状況づけも含まれることを明記している。この点で、メルロ=ポンティの主体論はリベラルな個人主義への批判に合流しうる。フェミニスト政治哲学者の I. M. ヤングによると（Young 2007, pp. 46-47）、この立場は各主体が他人から独立した行為の領域を有しており、そこから自発的協約を通じて他人との関係に入っていくと想定している。関係主義的なフェミニストたちは、主体が他人との交流や相互作用を通じて構成されることを示して、この立場の不見識を批判する。私たちは選んだわけではない様々な仕方でお互いに関係しているし、社会関係の複雑な網の目の中で、相互に与える影響を考慮しながら行為している。『意味と無意味』において、メルロ=ポンティもいわゆるカント的な自由主義を批判しながら同様の議論をしている[7]。

> 私たちは、世界と他人とに抜きがたくまじり合っている。〔……〕私たちの行為はすべて複数の意味を、とりわけそれが外部の目撃者に示す意味を持っており、私たちは行為しながらそれらの意味をすべて引き受けている。なぜなら、他人たちは私たちの生の恒久的な座標だからである。（SNS 46-47）

本節では、メルロ=ポンティの主体性概念から、他人との関係や社会的状況づけを含む開在性としての普遍的な傷つきやすさの説明が得られることを見た。この説明自体はテン・ハ

[7] 引用元の論文「小説と形而上学」（1945）については川崎（2018）で論じた。

ーフがメルロ=ポンティを参照することなく「関係していることとしての傷つきやすさ」（Ten Have 2016, p.100）と呼ぶものと同じであり、特に独自性はない。本稿でこれを取り上げたのは、特殊な傷つきやすさとの接合が容易だからである。次節でそれを確認しよう。

２．特殊な傷つきやすさ

２．１．雰囲気としての事実

『知覚の現象学』のある章で、メルロ=ポンティは実存が性に還元可能か否かを問いながら実存概念を練り上げている。人間はその性によって完全に説明できるという俗流精神分析に反対して、彼は実存を、私たちに与えられた諸事実の交差する場と定義する。本項ではまず、個々の事実と実存の関係を確認しよう。例えば男性であることは、私がどう行為するかを単独で決定するわけではないが、行為を通じて私が引き受ける事柄ではある。メルロ=ポンティのいう事実とは、まったく引き受けないことはできないが、その引き受け方は決定されていない所与である。ある事実が私にとって何であるかは、私がそれをどう引き受けるかによって初めて決まる。「人間的実存にはいかなる無条件的所有物もないが、いかなる偶然的属性もない」（PhP 199）。なぜなら実存は、「捉え直しの行為によって、偶然性を必然性に変化させること」（ibid.）だからである。

メルロポンティはまた、性という事実の引き受けが知覚に及ぼす影響について、霧の比喩を用いて記述している。

> 私たちが自分の表象以前のところで感じている、いつもまどろんでいる私たちのあの部分、私たちがそれを通して世界を知覚するあの個人的な霧〔……〕そこにあるのは混乱した諸形態、特権的な諸関係である。それらは決して「無意識的なもの」ではなく、それらが胡散臭いこと、性と関係のあるものであることを私たちはよく知っているが、それらが明確に性を喚起することはない。特に性をより多く宿している身体領域から、性は匂いのように、または音のように発散する。〔……〕性は明確な意識作用の対象とならずとも、私の経験の特権的諸形態を動機づけうる。（PhP 196-197）

性が対象化以前の非明示的水準で作動するあり方は「雰囲気」（PhP 197）とも呼ばれる。この概念は、それ自体は対象とならずに私たちのまなざしを方向づけ、ある仕方で物を見させ

るような何かを指す。例えば、ある色の光が照明機能を担うと、その光は「あらゆる色の手前に位置することになり」、知覚される物は「この新たな雰囲気に対する抵抗の度合いと様相に従ってスペクトルの色を自らに配分する」（PhP 359）。水準または次元として知覚を導くものが雰囲気である。

生の事実が雰囲気として作動することに関して、同書の最終章「自由」から三つの論点を引き出せる。まず、雰囲気は知覚だけでなく世界への態度一般に影響を及ぼす。また、雰囲気は私たちが事実を繰り返し引き受けることを通じて強化される。これは「私たちの生の一種の沈殿作用」と呼ばれる（PhP 504）。「私が二十年間甘んじてきた劣等コンプレックス」の例は、絶えず引き受けられてきた事実が、過去の出来事ではなく「特別な重み」をもつ「私の現在の雰囲気」として機能することを示す（PhP 505）。どれほど強く決意しても私はそこから直ちに抜け出すことはありそうになく、この世界への態度は当分のあいだ「特権的」（PhP 504）であり続けるだろう。

そして第三に、他人たちと共通する歴史的・社会的・文化的な雰囲気も存在する。メルロ=ポンティが記述するのは、労働者たちの階級的雰囲気である。私たちは「失業と好景気の波のまにまに漂って」おり、職場や暮らしにおいて自分を「異邦人のように」感じる（PhP 506-507）。工場労働者、日雇い労働者、小作人などの差異はあれど、私たちが「同じ状況に共存し、お互いに同類だと感じる」のに反省的思考は不要であり、「仕事や所作」を知覚するだけで足りる（PhP 507）。

一旦まとめよう。自然的・歴史的世界へ生まれてきたがゆえに、私たちは意図や選択にかかわらず様々な事実を与えられる。それらは明確に意識される前から、雰囲気として特定の態度を取るよう導く。前反省的経験においてそれらを繰り返し引き受けることで、雰囲気は沈殿し、態度変更は不可能ではないが困難になる。労働者の例が示すように、抑圧的に経験される事実もある。しかしそうした事実をも、私たちはたいてい不可避のものとして引き受ける。「私はある運命（fatum）を考慮に入れる習慣を持っており、それを尊重してはいないが、それとうまく付き合わねばならない」（ibid.）。耐える他に選択肢を見出せないこともある。

与えられた事実の引き受けとして実存を捉えるメルロ=ポンティの発想は、統合的な傷つきやすさの概念を提供するように思われる。前節で他人との関係や社会的・政治的文脈を含んだ世界の中に位置づけられることを普遍的な傷つきやすさと捉えたが、様々な事実を与

えられ、引き受けるよう促されることはその帰結である[8]。

それでは、メルロ=ポンティの実存論が特殊な傷つきやすさの説明に寄与しうるかどうか、具体的に見てみよう。上述した NBAC の報告書論文の中でキプニスが析出した六つの傷つきやすさのうち、恭順的な（deferential）傷つきやすさと配分的な（allocational）傷つきやすさを例に取る。これらは、研究者が被験者を選択する際に比較的気づきにくい類の傷つきやすさである。

恭順的な傷つきやすさは、被験者候補が研究への「参加に後ろ向きな思いを根底に持っていても、それを覆い隠すような恭順的な行動パターンを取りがちである」（Kipnis 2001, G-6）ときに見られる。「その重要な他人〔同僚、友人、愛する人など〕の意見を深く気にかける」（ibid., G-8）とき、人は恭順的に傷つきやすくなる。この気遣いは抑圧的な状況に由来することもある。例としてキプニスは「大人ともめると困る子ども」や「男性の要求を断るのが困難な第三世界の女性」を挙げている（ibid.）。メルロ=ポンティ的な見方を取ると、彼女らの恭順的な態度は、女性や子どもが家庭や共同体において地位の高い成人男性への服従を強いられている社会状況を繰り返し引き受ける中で固定されてきたと考えられる。研究参加の依頼も彼女らの社会的雰囲気を通じて知覚されるため、断りにくい、あるいは断るようなものではない要求と感じられるだろう。このように彼女らの感じる社会的な圧力を取り除くために研究者が何もしなければ、被験者の自発的な同意を伴わない非倫理的な研究が行われかねない。

配分的な傷つきやすさは、「研究参加の〔……〕帰結として提供されるであろう重要な社会財を深刻に欠いている」（ibid., G-6）被験者候補に見出される。社会財には金銭、医療、保育などが含まれる。被験者候補が社会財の配分において不利な位置にいれば、「研究参加の報酬としての多額の金銭の申し出や、（研究と関係のない症状についての）無料の医療サービスへのアクセス」（NBAC 2001, p. 90）は、たとえ当該研究のリスクが不合理に高いことが知られていたとしても、研究参加への強い動機になる蓋然性が高い。そうした候補が持つ経済的な雰囲気は、大きな外在的利益を伴う研究への参加をきわめて魅力的なものとして知覚させ、同意を余儀なくさせる見込みが高い。

２．２．諸事実の交差としての実存

[8] 性差についても同様に考えられる。例えばフェミニスト現象学者の S. ヘイネマーは、フッサールとメルロ=ポンティに由来する「スタイル」の概念を用いることで、実体的で相互排他的な差異としてではなく世界に関わる志向的な生の様式の差異として性差を捉えることができると主張している（Heinämaa 2012）。

メルロ=ポンティの実存概念が二つの傷つきやすさを統合する視点を提供するとともに、特殊な傷つきやすさの分析にも活かせる次第を見てきた。この概念によって、私たちは明確な強制がなくても不当な研究に利用されやすくなりうることが理解される。本項ではさらなる利点として、この概念が傷つきやすさの複数性と多様性を説明できることを指摘したい。

身体、性、家庭状況、社会的地位など、生きる中で私が引き受けるよう促される事実は数多い。一つの事実を唯一の下部構造とみなす「還元的な」（PhP 199, note 1）考えを批判しつつ、メルロ=ポンティは人間的実存を多様な事実のいわば交差点として構想する。実存は、「〔諸事実が〕交流する曖昧な環境、それらの諸事実の限界がぼやけてくる点、あるいはまた、それらの共通の横糸」（PhP 194）だと言われる。ここから、フェミニスト現象学者の G. ワイスが「行動の意味についての「交差的な」説明」（Weiss 2015, p. 85）と呼ぶものが導かれる。

> 私の過去や気質や環境からする私の行為の説明はすべて正しいが、しかしそれは、これらのものを相互に分離可能な出資分としてではなく、その意味を様々な方向に明確化していくことが私に許されているような私の総体的存在の諸契機として見るという条件つきであり、私がそれらにその意味を与えているのか、私がそれらから意味を受け取っているのか、決して言うことはできないのである。（PhP 519）

このように諸事実と実存の間には「相互浸透」があるため、一つの行為に対するある事実からの動機づけの寄与分と別の寄与分を判定することは不可能であり、ゆえにその行為を例えば「性的」または「性的でない」と正しく特徴づけることも不可能だとメルロ=ポンティは主張する（PhP 197）。

諸事実の交差としての実存という考えは、傷つきやすさを「層（layer）」として捉える見方に通じる。フェミニスト生命倫理学者の F. ルーナが後者を提案したのは、傷つきやすさを「特定の集団への固定的なラベル」（Luna 2009, p. 123）とみなす発想、つまり上述の「集団に基づくアプローチ」に対抗するためである。彼女の主眼は、層という考えによって、種々の傷つきやすさが文脈に応じて「重層化しうる」（ibid., p. 128）ことを示す点にある。例えば、生殖に関する権利に不寛容な国に暮らす女性はある種の傷つきやすさをもつ（妊娠についての自己決定が許されないかもしれない）。彼女が貧困であれば、もう一つの層が重なる

（緊急避妊手段がなく、望まない妊娠を回避できないかもしれない）。読み書きができないとか、非正規移民であるといった事情があれば、さらなる層が重なっていくだろう（ibid., p. 129）。またこの考えは、傷つきやすさは彼女の「永久的でカテゴリー的な条件」ではなく、彼女は「その特定の状況と彼女自身の特徴の相互作用」を通じて傷つきやすくされていることをも含意するという（ibid.）。

メルロ=ポンティ的な視座から補足するなら、傷つきやすさの諸層は、経験の対象ではなく次元であって、前反省的水準では明確に認識されることなく主体の行為を方向づけるだろう。また、諸層は相互浸透しており、一挙に作動すると考えられる。もし彼女が妊娠に気づいたら、初めに感じるのは曖昧な困難であって、彼女を困難にしている諸層——相手との関係もさらなる層として重なるかもしれない——を識別するとしてもその後だろうと予想される。周囲の他人も、彼女の行為一つ一つをどの層が方向づけているのかを正しく見分けることはできないだろう。その意味は「多元的に決定」（PhP 184）されており、どの層と関連づけてもそれぞれに正しい解釈が可能なのである。

まとめよう。私たちはまず、普遍的な傷つきやすさと特殊な傷つきやすさの統合という課題にメルロ=ポンティ的な観点から取り組んだ。私たちは誰しも誕生して以来、世界と他人に開かれており、社会的・政治的といった諸文脈の中に状況づけられている（開在性としての普遍的な傷つきやすさ）。それは直ちに、様々な事実を与えられているということでもある。私たちが日常の中でそれらを自分なりに引き受け続けることで、諸事実は雰囲気として知覚や行為に影響し、世界に対する特定の態度を特権化する。高額の報酬を伴う医学研究のリスクが低く感じられたり、自分の意志にかかわらず同意しないという選択肢が存在しないように思われたりする経験は、私たちの雰囲気が研究参加の依頼を魅力的または実質的に断れないものとして知覚させているのだと理解できる。このように、私たちはみな傷つきやすく、状況や関係によっては特に傷つきやすくなることは、現象学的哲学によっても説明できる。

３．実効的自由：傷つきやすさの肯定と否定

傷つきやすさをめぐる二つの構想には、普遍と特殊に並んでもう一つ、肯定と否定という対立軸があった。メルロ=ポンティ的なアプローチで傷つきやすさの概念を統合するとき、この緊張への対処はどうなるのか。紙幅は限られているが、最後にこの点を考察しよう。

まず、開在性としての傷つきやすさは引き受けられる。身体をもって世界に生まれてくることが人間的主体の条件である以上、開在性を避けることはそもそも不可能だが、それだけではない。メルロ=ポンティの道徳論において中心的な価値である自由を実現するためにも、開在性は必要である[9]。

より正確に言えば、主体には他人から見た自分の姿を拒絶したり、他人との共同事業への参加を中断したりする力としての自由も認められる（PhP 496, 516）。しかしこれは、あらゆる責任から主体を解放する「絶対的反道徳主義を基礎づける」（SNS 49）ものとして道徳論では否定的に評価される。

対照的に、道徳的な行為において実現されるものは実効的自由と呼ばれる（cf. 川崎 2016; 川崎 2018）。伝統的には、自由は行為の原因としての自由意思や、他から干渉されずに自己決定できることと解され、それゆえ傷つきやすさとは相容れないように考えられているが、実効的自由の場合は異なる。それはむしろ、事実的状況から暗に提示される動機を引き受け、他人との関係に深入りすることにおいて実現されるような自由である。周囲から動機づけられることは自由の障害ではなく「手段」であり、そこでは「私がたまたまそれであるところのもの」が引き受けられる（PhP 519, 520）。このようにメルロ=ポンティは、世界と他人に曝されているという意味で傷つきやすくなければ実現できない自由にこそ道徳の基礎を見出している。

しかし、事実的状況の引き受けとしてのみ自由を規定するならば、特殊な傷つきやすさに関して次のような懸念が生じる。ルーナが例に出した女性のような状況を生きる主体にとっては、所与の事実を引き受けることはさらなる抑圧を被ることにつながりこそすれ、自由の実現には至らないのではないか。

しかし、メルロ=ポンティはこうした危険からどう免れるかを論じていない。それどころか、哲学者はそうした指針を示す者ではないと考えているようでもある。「問題になるのが物であれ、歴史的状況であれ、哲学はそれをよく見ることを私たちに繰り返し教える以外にいかなる機能も持たない」（PhP 520）。こう言って哲学者は「沈黙し」、「人々や世界との関係を最後まで生きぬく」英雄たるサン=テグジュペリからの引用で『知覚の現象学』を締めくくる（ibid.）。この挙措は、自由の実現に至る事実の引き受けとそうでない引き受けの区

---

[9] 傷つきやすさの倫理学においてどのような価値または規範を理論の中心に据えるべきかは論争的である。責任、正義、平等、人権といった有力な諸概念に対して自由が（どのような点で）より優れているかどうかについては今後の検討課題としたい（cf. Goodin 1985; Turner 2006; Fineman 2008; Butler 2016）。本稿ではさしあたり、実効的自由の概念がリバタリアニズムやリベラリズムにおける自由概念とは異なり、傷つきやすさの倫理学に親和的であることを示したい。

別はすでに現実の世界で人々がなしており、哲学の任務はそれを「よく見る」ことでしかないことを示唆している。価値としての自由が具体的状況において主体を動機づける場面を解明しようとする点で、メルロ=ポンティも現象学的倫理学の構えを共有していると言えよう（cf. 吉川 2017）[10]。したがって、特殊な傷つきやすさと実効的自由の関係についても、現象学者の任務は発案ではなく発見であり、事例に学ぶことである。

移民研究者の髙谷幸は、非正規移民にとっての正規化の意味を事例に即して考察している（髙谷 2017, ch. 6）。フィリピン出身の N さんは、超過滞在により在留資格を失ったまま、日本人男性を父とする子ども四人と暮らしていた。日本人の実子を養育監護しているため在留特別許可が得られる可能性が高いにもかかわらず、N さんと子どもたちは生活保護や保険といった社会保障を受けずに極度の貧困状態に留まっていた。

髙谷によれば、「N さんにとってなぜその状態から脱け出ることが難しいのか」を理解するには、彼女の「社会関係と主観的経験」に着目する必要がある（ibid., p. 153）。非正規移民の「違法性」が法的地位や社会経済的条件だけでなく「世界内存在の様式」でもあると指摘する「批判的現象学」（Willen 2007）を参照しつつ、髙谷は違法性の生み出す「脆弱性」が「非正規滞在女性の日常生活の中で自明のものとして生きられている」（髙谷 2017, p. 165）様を記述する。別の編著での表現を用いれば、ここで髙谷が明らかにしようとしているのは N さんの「生活世界の論理」（髙谷 2019, p. 228）である。

下の子ども三人の父親は、別に家族があり N さんとは結婚せず、家賃と携帯電話代だけを支払っていた（たびたび滞納した）。養育費は支払わず、経営する工場の人出が足りなくなると N さんを呼び出して手伝わせ、数万円の給料をくれるだけだった。不定期の呼び出しを断ると怒られるので、N さんは別の仕事を探せなかった。子どもの認知を頼むと不法滞在で訴えるぞと怒鳴られた。しかし、フィリピンに頼れる身寄りはおらず、未婚のため日本での同国人ネットワークにもほぼ頼れない N さんにとって、この男性は唯一の頼りであった。つまり、非正規滞在ゆえにさまざまな社会関係から排除・周縁化されたために、彼女はパートナーとの支配従属関係に依存せざるを得なくなっていた。

髙谷が強調するのは、このように困窮した状態であっても、日常を構成してきた以上、N さんたちにとっては自明のものとして生きられており、それゆえそこからの脱出が考えにくくなるということである。根本的には偶然的で変更可能な事情であっても、現実には他に

[10] ただし、メルロ=ポンティの力点は自由が名目に留まらず実現することにあり、現象学的記述は規範や価値を基礎づけられるかという倫理学的問題を十分に論じてはいない。

選択肢が感じられず、それを前提に生活を組み立てざるを得ないようなものは、次第に日常生活の軸となり、動かしがたい事実として固定されていく。

しかし当然ながら、それは N さんが自分にとって望ましい生活を知らないことを意味しない。当初は NGO からのサポートを拒否したが、数年後にはスタッフの訪問を受け入れ、金銭や食糧のサポートや娘の受験の手伝いを受けるようになった。そうして「男性から逃れても生きていけると確信できた」とき、N さんは初めて「男性からの呼び出しの電話を拒否した」（ibid., p. 167）。サポートによって「信頼できる他の社会関係の構築や経済的基盤が確立」され、「パートナーの支配から脱することをリアルな可能性として実感でき」れば、困難な生活は自明性を失う。自由の実効性または具体性とは、ここで N さんが実感したような可能性のリアルさのことだと考えられる。このように条件が整えば、私たちは自分の生を構成する諸事実のうちどれを拒めばよいかを見分けて行動できる。重要なのは、N さんの行動は男性との関係から脱出するだけではなく、子どもたちとより安定した生活を送るためのものだった点である。つまり呼び出しの拒否は、ある関係性からの脱出である以上に、別の関係性へのコミットメントだったと考えられる。

ここから上の疑念への解を受け取ることができる。非正規滞在であることや特定の男性に従属していることといった特殊な傷つきやすさは、他に支えがなければ自明のものとして引き受けられ、生の困難を深刻化させうる。しかし生には複数の文脈や関係性があり、そのうちどれかを引き受けることで、特殊な傷つきやすさを（層ごとにではあるが）軽減・解消できることがある[11]。種々のサポートはその軽減・解消を促しうる。私たちには事実的状況の引き受け以外のことはできないと考えても、特殊な傷つきやすさが宿命になるわけではない。そして、より自由な生のためにどの文脈や関係が拒まれたり変更されたりすればよいかは、他でもなく困難な状況に置かれた人々自身の行為によって示される。というよりむしろ、そうした行為によって自由の価値が示されるのである。

結論

本稿では、傷つきやすさの倫理学における最も基本的な問い、つまり傷つきやすさとは何

[11] 違法性を生きる N さんにとって公的機関は圧倒的な壁であり、彼女が在留特別許可を求めて入管局に赴くにはさらに数年を要した。在留資格を得て生活保護が受給できるようになった後も、母子世帯を周縁化する支配的なジェンダー構造、移住女性であること、過去の非正規滞在経験などのために、苦しい生活が続いているという（ibid., pp. 168-170）。

かを考察した。具体的には、傷つきやすさは普遍的なのか特殊なのか、それは肯定されるべきか除去されるべきかという二つの論点を、メルロ=ポンティの哲学を手がかりに検討した。状況、雰囲気、多元決定、実効的自由といった彼の考えを用いることで、世界と他人への開在性としての普遍的な傷つきやすさを引き受けながら、抑圧的で不自由な状況を生む特殊な傷つきやすさは拒絶するという形で、統合的な傷つきやすさの倫理学を組み立てられる。それはまた、どのように特殊な傷つきやすさに対処するかを演繹するのではなく、人々の実践に学ぶ現象学的倫理学でもある[12]。

参考文献

メルロ=ポンティの著作と略号

PhP: *Phénoménologie de la perception*, Paris, Gallimard, 1945.

SNS: *Sens et non-sens*, 1948, Paris, Éditions Gallimard, 1996.

その他の文献

Butler, Judith (2016), *Frames of War: When Is Life Grievable?* Verso.

Daly, Anya (2019), A phenomenological grounding of feminist ethics, *The Journal of the British Society for Phenomenology* 50(1), 1-18.

Emanuel, Ezekiel J. & Grady, Christine (2008), Four paradigms of clinical research and research oversight, E. J. Emanuel et al. (eds.), *The Oxford Textbook of Clinical Research Ethics*, Oxford University Press, pp. 222-230.

Fineman, Martha A. (2008), The vulnerable subject: anchoring equality in the human condition, *Yale Journal of Law and Feminism* 20(1), 1-23.

Gilson, Erinn, C. (2014), *The Ethics of Vulnerability: A Feminist Analysis of Social Life and Practice*, Routledge.

Goodin, Robert E. (1985), *Protecting the Vulnerable: A Reanalysis of Our Social Responsibilities*, The University of Chicago Press.

Heinämaa, Sara (2012), Sex, gender, and embodiment, D. Zahavi (ed.), *The Oxford Handbook of Contemporary*

---

[12] ハイデガーの『存在と時間』を倫理学的に解釈した場合にもおそらく同様の考えが引き出されるだろう。池田喬によれば、ハイデガーのいう「良心の声は実質的な内容については無規定である。なぜなら、その中身は各自に委ねられているからであり、生きること自体によってしか例示されないからである」（池田 2018, p. 124, 強調原文）。なお、現象学的倫理学をこのように解するなら、エスノメソドロジー（e.g. 前田 et al. 2007）から学ぶべきことは多いと思われる。

Phenomenology, Oxford University Press, pp. 216-242.

Hurst, Samia A. (2008), Vulnerability in research and health care: describing the elephant in the room? *Bioethics* 22, 191-202.

Kipnis, Kenneth (2001), Vulnerability in research subjects: a bioethical taxonomy, *Ethical and policy issues in research involving human research participants*, National Bioethics Advisory Commission, G-1-G-13.

Levine, Carol, Faden, Ruth, Grady, Christine, Hammerschmidt, Dale, Eckenwiler, Lisa, Sugaman, Jeremy (2004), The limitations of "vulnerability" as a protection for human research participants, *The American Journal of Bioethics* 4(3), 44-9.

Luna, Florencia (2009), Elucidating the concept of vulnerability: layers not labels, *International Journal of Feminist Approaches to Bioethics* 2(1), 120-138.

Luna, Florencia (2015), Rubens, corsets and taxonomies: a response to Meek Lange, Rogers and Dodds, *Bioethics* 29(6), 448-450.

Mackenzie, Catriona, Rogers, Wendy and Dodds, Susan (eds.) (2014), *Vulnerability: New Essays in Ethics and Feminist Philosophy*, Oxford University Press.

Martin, Angela K. Tavaglione, Nicolas and Hurst, Samia (2014), Resolving the conflict: clarifying "vulnerability" in health care ethics, *Kennedy Institute of Ethics Journal* 24(1), 51-72.

Meek Lange, Margaret, Rogers, Wendy and Dodds, Susan (2013), Vulnerability in research ethics: a way forward, *Bioethics* 27, 333-340.

National Bioethics Advisory Commission [NBAC] (2001), *Ethical and Policy Issues in Research Involving Human Participants*.

National Commission for the Protection of Human Subjects of Biomedical and Behavioral Research [NCPHS] (1979), *The Belmont Report: Ethical Principles and Guidelines for the Protection of Human Subjects of research*.

Rendtorff, Jacob, D. (2002), Basic ethical principles in European bioethics and biolaw: autonomy, dignity, integrity and vulnerability – Towards a foundation of bioethics and biolaw, *Medicine, Health Care and Philosophy* 5, 235–244.

Rogers, Wendy, Mackenzie, Catriona and Dodds, Susan (2012), Why bioethics needs a concept of vulnerability, *International Journal of Feminist Approaches to Bioethics* 5(2), 11-38.

Ten Have, Henk (2016), *Vulnerability: Challenging Bioethics*, Routledge.

Turner, Bryan S. (2006), *Vulnerability and Human Rights*, Pennsylvania State University Press.

Weiss, Gail (2015), The normal, the natural, and the normative: a Merleau-Pontian legacy to feminist theory, critical race theory, and disability studies, *Continental Philosophy Review* 48, 77-93.

Willen, Sarah S. (2007), Toward a critical phenomenology of “illegality”: state power, criminalization, and abjectivity among undocumented migrant workers in Tel Aviv, Israel, *International Migration* 45(3), 8-38.

Wolff, Jonathan (2011), *Ethics and Public Policy: A Philosophical Inquiry*, Routledge.

Young, Iris Marion (2007), *Global Challenges: War, Self-Determination and Responsibility for Justice*, Polity Press.

池田喬（2018）、「順応と逸脱、あるいは道徳性の自然な捉え方 ： ハイデガー『存在と時間』におけるダス・マン論の再読解と新展開」、現代思想 46(3)、111-125 頁。

池谷壽夫(2016)、「生命倫理と「脆弱性」」、了徳寺大学研究紀要 10、105-128 頁。

小田川大典（2016）、「池田報告へのコメント：ヴァルネラビリティ論の観点から」、法哲学年報、23-32 頁。

川崎唯史（2016）、「英雄と逃走 メルロ=ポンティにおける二つの自由」、メルロ=ポンティ研究 20、3-15 頁。

川崎唯史（2018）、「メルロ=ポンティにおける道徳論の試み」、倫理学研究 48、101-112 頁。

川崎唯史（2019）、「医学研究の倫理とレヴィナス――ヴァルネラビリティ概念の起源？」、レヴィナス研究 1、62-73 頁。

髙谷幸（2017）、『追放と抵抗のポリティクス 戦後日本の境界と非正規移民』、ナカニシヤ出版。

髙谷幸（編著）（2019）、『移民政策とは何か 日本の現実から考える』、人文書院。

田代志門（2011）、『研究倫理とは何か　臨床医学研究と生命倫理』、勁草書房。

前田泰樹・水川喜文・岡田光弘（編）（2007）、『ワードマップ エスノメソドロジー――人びとの実践から学ぶ』、新曜社。

松井健志（2015）、「臨床研究の倫理―近年の不祥事および統合指針との関連から―」、臨床麻酔 39(7)、1015-1022 頁。

丸山英二（1998）、「臨床研究に対するアメリカ合衆国の規制」、年報医事法学 13、51-68 頁。

吉川孝（2017）、「6-2 道徳」、植村玄輝・八重樫徹・吉川孝（編著）、『ワードマップ 現代現象学　経験から始める哲学入門』、新曜社、182-194 頁。